

第(普通免許状の授与の出願)十一條の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員

員に提出しなければならない。次に掲げる書類のうち該当するもの

一、二、基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの

イ 学士又は修士の学位を有することの証明書

ロ 大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業(修了)したことの証明書

ハ 者に限る。一種免許状の授与を受けた者に限る。

ニ、ホ、(略)

四、(略)

第(普通免許状の授与の出願)十一條の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

第(普通免許状の授与の出願)十一條の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委

員に提出しなければならない。次に掲げる書類のうち該当するもの

一、二、基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの

イ 若しくは修士の学位を有することの証明書

ロ 大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業(修了)したことの証明書

ハ 者に限る。一種免許状の授与を受けた者に限る。

ニ、ホ、(略)

四、(略)

第(普通免許状の授与の出願)十一條の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

げ、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲

新

4 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号及び第七号に掲げる書類にか
え、学位を有することの証明書又は学士若しくは短期大学士
の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出
しなればならない。

5 第十四条（略）

（施行法第二条の規定による教育職員検定等）

第十五条（略）

イ 学士、修士又は博士の学位を有することの証明

書（略）

（略）

旧

4 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号及び第七号に掲げる書類にか
え、学位を有することの証明書又は学士若しくは短期大学士
の称号を有することの証明書及び学業成績証明書を提出
しなればならない。

5 第十四条（略）

第十五条（略）

イ 学士、修士又は博士の称号を有することの証明

書（略）

（略）

